

令和8年度此花区コミュニティ育成事業業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和8年度此花区コミュニティ育成事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

此花区では、昨今、マンション建設に伴う新しい居住者が増加するとともに、地域活動の担い手の高齢化が進むなど、地域コミュニティの醸成に向けた若者世代を中心とした幅広い世代の住民間の交流の促進や次世代の地域活動の担い手の育成等が課題となっている。

本事業は、わがまち意識・ふるさと意識を高め、心のふれあう豊かで明るいまちづくりをめざして、住民ニーズを把握したうえで、此花区の特色を取り入れながら、地域活動団体・NPO・区内の企業等をはじめ、若い世代や子育て世代を含め多様な活動主体等と協働で行い、区民が中心となったコミュニティの活性化を目的としている。

民間事業者のもつ地域コミュニティの活性化に関するノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用した、全区民を対象とする身近な地域でのコミュニティづくりのきっかけとなるような事業を実施するため、企画提案を募集する。

(2) 業務内容

上記目的を達成するために、以下の3つの事業を行い、全ての事業において成果目標を設定しその効果測定を行うこと。各事業の詳細については、別紙「仕様書」を参照すること。

- ア 此花区子どもフェスタ
- イ 第52回このはな区民まつり
- ウ 此花区成人の日記念のつどい

(3) 事業規模（契約上限額）

金 9,165,000 円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約期間

令和8年4月1日（水）〔予定〕～令和9年2月28日（日）

(5) 履行場所

此花区内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。但し、大阪市会計規則第51条第1項第15号の規定に基づき概算払いを行う場合は、同規則第52条各項の規定に基づき経費の精算が必要である。

(3) 契約保証金

大阪市契約規則第37条第3項に定める契約保証金の納付を要する。但し、同規則同条第1項の規定に該当する場合は免除することができる。

(4) 再委託について

ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分（委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記のア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、上記のウの規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記のウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

カ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を上記のウ及びエに規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(5) 個人情報の取扱い

本事業で知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第

57号)、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)に基づき適正に取扱うこと。

(6) その他

- ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- イ 本案件に関する予算は、現在、令和8年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、予算不成立の場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。
なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。
- ウ 契約の締結は、令和8年度大阪市予算の発効時以後とする。
- エ 受注者決定後契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約締結を行わない。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を有すると認められた者は、本プロポーザルに参加することができる。

なお、資格審査申請は6(2)公募への参加申出手続きのイ提出書類(別表1)に掲げる書類の提出により行うこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 民間法人・任意団体等(法人格は問わない)であって、国・地方公共団体ではないこと。
- (5) 大阪市内に事務所を有するか、または大阪市内を活動の拠点としていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人等でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。
- (7) 納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (8) 上記(1)～(7)の条件を満たす団体同士の連合体での申請は可能とするが、以下の要件も満たす必要がある。
 - ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。
 - イ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。
 - ウ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。
 - エ 単独で応募した事業者は、本案件において、他の連合体の構成員となることはできない。
 - オ 各構成員は、本案件において複数の提案連合体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

公募開始	令和7年12月2日(火)
事業説明会への参加申込期限	令和7年12月10日(水)
事業説明会(任意)	令和7年12月18日(木)
質問受付締切	令和7年12月23日(火)
質問に対する回答	令和8年1月7日(水)
参加申請関係書類の提出期限	令和8年1月9日(金)
参加資格決定通知	令和8年1月16日(金)
企画提案書の提出期限	令和8年1月21日(水)
選定会議(プレゼンテーション等審査)	令和8年2月4日(水)
選定結果通知	令和8年2月13日(金)
契約締結・事業開始	令和8年4月1日(水)〔予定〕
事業完了	令和9年2月28日(日)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 事業説明会への参加手続き

本件公募への参加を検討する事業者を対象に、募集内容にかかる説明を実施する。	
ア 開催日時	令和7年12月18日(木)〔時間帯については個別に通知する。〕
イ 開催場所	此花区役所3階 講堂B(予定)
ウ 出席人数	1事業者につき、3名まで
エ 受付期間	令和7年12月2日(火)から令和7年12月10日(水) 午後5時まで
オ 申込方法	説明会への出席を希望する事業者は、「事業説明会参加申込書」(様式1)を作成し、8(2)提出先、問い合わせ先に記載のアドレス宛に、メールにより提出すること。郵送、FAX、持参による受付は行わない。 ※ 件名には「(申込) コミュニティ育成事業 説明会」と明記し、必ず到達確認の電話連絡を行うこと。

(2) 公募への参加申出手続き

企画提案を行おうとする事業者においては、次により参加申出手続きの提出を行うこと。	
ア 受付期間	令和7年12月2日(火)から令和8年1月9日(金)までの期間中、各日午前9時から午後5時まで。 (区役所閉庁日及び午後0時15分から午後1時の時間帯を除く。)
イ 提出書類	公募型プロポーザル参加申出手書類一覧(別表1)に掲げる書類の提出を行うこと。なお、申出手書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。
ウ 提出部数	1部
エ 提出先	此花区役所地域サポート課地域サポート担当まで持参又は郵送〔必着〕により提出すること。

(3) 参加者の資格決定等

公募型企画プロポーザル参加資格決定通知書を、令和8年1月16日(金)にメールにて通

知する。なお、参加資格を満たさない事業者についても、その理由をメールにて通知する。

(4) 質問の受付

- ア 受付期間 令和7年12月2日（火）から令和7年12月23日（火）
午後5時まで
- イ 提出方法 「質問票」（様式6）に記載し、8（2）提出先、問い合わせ先に記載のアドレス宛に、メールにより提出すること。
※ 件名には「（質問）此花区コミュニティ育成事業」と明記し、必ず到達確認の電話連絡を行うこと。なお、期間外及び電話、FAX、持参による受付けは行わない。
- ウ 回 答 令和8年1月7日（水）までに、此花区役所ホームページに掲載する（質問がない場合は掲載しない）。

(5) 企画提案書の提出

企画提案については、公募型プロポーザル参加資格決定通知書を受領した後に、以下の書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

①	企画提案書表紙	様式7
②	事業趣旨、事業効果や目標 此花区の特色や地域ニーズを取り入れ次の各項目について、提案を行うこと。 (ア)本業務の基本的な考え方 地域コミュニティの形成と育成についての考え方や年間計画、人員体制、安全確保と危機管理を明示すること。 (イ)市民団体や関連機関とのネットワークを生かした事業展開 企画段階から連携できる具体的な方法について創意工夫すること。 (ウ)人材の育成、発掘 企画段階から多様な団体等と連携体制を広げて、新しい担い手の発掘と育成に努めること。 (エ)新規ニーズの把握に向けた施策 新規ニーズの把握に努め、参加者の満足度を高めること。 (オ)めざすべき成果の達成目標や効果測定方法 中長期的に見た事業効果の検証方法を明示すること。	様式8
③	事業内容及び実施スケジュール等について	様式9-1、9-2、9-3
④	提案のセールスポイント	様式10
⑤	過去5年間の類似業務受託実績（他市町村も含む）	様式11
⑥	収支計画書及び経費内訳書	様式12-1、12-2
⑦	直近1か年の貸借対照表、損益計算書の財務諸表及び実績報告書（任意団体等にあっては各々に相当する書類）	—

- イ 受付期間 令和8年1月16日(金)から令和8年1月21日(水)までの期間中、各日午前9時から午後5時まで。
(区役所閉庁日及び午後0時15分から午後1時の時間帯を除く。)
- ウ 提出部数 8部(正本1部、副本7部)
- ※返信用封筒1通(長形3号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手(320円)を貼付したもの)も提出すること。
- ※副本7部には、提案事業者名やその他提案事業者を推測される文言について黒塗り(マスキング)を施したうえで提出すること。
- ※提出できる案は、1案のみとする。
- エ 提出先 此花区役所地域サポート課地域サポート担当まで持参すること。郵送及びメール、FAXでの提出は不可とする。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	審査内容	配点
①事業の企画内容	・事業目的及び業務内容の理解度 ・事業実施内容の妥当性 ・事業内容に行政にない専門性・独創性があるか	45点
②事業の効果、実効性	・事業の計画性 ・事業の達成目的が明確化され、成果が見込まれるものか ・事業の実現可能性	30点
③事業の実施体制、遂行能力	・業務内容に見合う実施体制があるか ・類似業務に関する専門性、情報の蓄積	15点
④所要経費、積算見積金額	・経費の積算についてはその内訳に無理がなく、妥当な内容であるか	10点

(2) 審査・選定方法等

有識者等で構成する「令和8年度此花区コミュニティ育成事業業務委託事業者選定会議」において、次のとおり実施する。

- ア 開催日時 令和8年2月4日(水)
詳細については、参加資格決定通知書により個別に通知を行う。
- イ 開催場所 此花区役所 庁舎内
- ウ 選定方法 選定委員により、書類審査、プレゼンテーション審査及び質疑応答を行い、(1)の選定基準に基づく採点を行う。審査の結果、評価点の合計数が最も高い者を第一順位の契約候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数生じた場合(同点)には、選定基準「①事業の企画内容」の得点がより高い者を契約候補者に選定する。なお、合計得点が満点の6割に満たない事業者については、選定を行わない。

(3) 失格事由

次の事項が確認できた場合には、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ 契約上限額を超える提案を行うこと
- カ 参加申出後から業者決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けること
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク プレゼンテーション等審査を欠席した場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、書面により選定会議参加提案者に通知するとともに、此花区役所ホームページに掲載する。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 応募にかかる全ての書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類を、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- ク 選定された者との契約手続き等について別途協議を行う。
- ケ その他、本仕様書に定めのない事項等に疑義等が生じた場合は、両者が協議してこれを処理するものとする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

大阪市此花区役所地域サポート課地域サポート担当

TEL : 06-6466-9734

FAX : 06-6466-9919

E-mail : td0009@city.osaka.lg.jp